

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)の改訂について

令和7年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)」(以下「計画」という。)を策定したところであるが、今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。)について、国より改正案が示された。

基本指針の改正により計画改訂の必要性が生じたため、以下のとおり検討を進めていく。

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

- 基本的記載事項(必須記載事項)として、乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- 基本的記載事項(必須記載事項)として、乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)に係る教育・保育を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 基本指針の改正を踏まえた計画の改訂について

上述のとおり、乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設に伴い、計画に基本的記載事項(必須記載事項)として新たに位置付けられることから、年度内に計画の改訂を行うこととする。

3 今後のスケジュール(予定)

令和8年	1月	子ども・子育て会議での意見聴取 改訂(案)の決定
	3月	計画改訂
	4月	基本指針の改正 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設